

引っ越しトラブル

●引っ越しの際に「荷物が破損した」「紛失した」といった相談が寄せられています。引越の契約には、国が定めた標準引越運送約款が国土交通大臣の認可を得た事業者独自の約款が使用され、契約内容は原則、契約した際の約款の記載に従うことになります。契約の際は、約款をよく確認しましょう。



●貴重品や壊れやすいものなどはあらかじめ事業者へ申告しましょう。

●破損や紛失があった場合、荷物の引き渡し後**3カ月以内**に申し出ないと事業者の責任が消滅します。引っ越し完了後は、すぐに荷物の状態を確認することが大切です。

●損害賠償が受けられる場合も、**購入時の価格が補償されるわけではない**ことを認識しましょう。



湖南市消費生活センター

Tel 0748-71-2360

Fax 0748-72-3788

引っ越しの際の破損・紛失

トラブルに気を付けて



©Kurosaki Gen

出典：国民生活センター

引越事業社に荷造りを任せて**引っ越し**をした際、有名作家が作った一点ものの**陶器**の縁が**欠けて**しまった。引越事業者は責任を認めて**弁償**すると言うので、約4万円と申告したが、事業者が提示した**金額**は随分**少なかった**。事前に貴重な陶器作品とは**申告していません**が、有名作家が作ったので今購入したらもっと高額である。納得できない。(60歳代)